

組織・定員の見直しに向けた取組について(案)

2 出先機関の見直し

これまでの取組	課題等	今後の見直しにあたっての「基本的な考え方」	今後の方向性
<p>主な見直し</p> <p>[平成16年度] 支庁を廃止し、「県民センター」を設置</p> <p>支庁税務課と県税事務所の単独事務所化</p> <p>支庁社会福祉課と保健所の統合による「健康福祉センター」の設置</p> <p>支庁農林振興課、農業改良普及センター及び土地改良事務所の再編による「農林振興センター」の設置</p> <p>土木事務所、港湾事務所及び都市計画事務所の再編による「地域整備センター」の設置</p> <p>[機関数] [H11] 172機関 [H22] 122機関(50)</p>	<p>組織の機能とわかりやすさ 【県議会】 出先機関の名称に「センター」という名称が増え、わかりにくいという声を聞くことから、県民にもわかりやすい名称に見直すべきではないか。 (H22.6月)</p> <p>【行革委員会への提示資料】(H21.10月) 組織統合しても内部組織として存続している。 ・10支庁 5県民センター(5事務所) ・16土木事務所(7支所)、3港湾事務所、4都市計画事務所 11地域整備センター(5整備事務所、7出張所、3港湾事務所(3支所)、2区画整理事務所) ・農業試験場、暖地園芸試験場、原種農場、農業化学検査所、林業試験場 農林総合研究センター(3課、3部、4研究所)</p> <p>組織の名称がわかりにくい ・県民センターと内部組織である事務所の関係 ・地域整備センターと内部組織である整備事務所の関係</p>	<p>(1) 県民の視点や市町村とのあるべき関係を踏まえた出先機関の見直しを行い、併せて県民にわかりやすい名称とすることについて検討する。</p> <p>(2) IT化による事務の効率化、市町村合併による所管区域の見直し、事務事業の見直し状況等を踏まえ、関連する業務の集約化を進めるなど、必要な出先機関の再編・統合を行う。</p>	<p>県民の視点や市町村とのあるべき関係等を踏まえ、出先機関の内部組織を独立化する等、出先機関の見直しを行い、併せて県民にわかりやすい名称とすることについて検討する。</p>
	<p>市町村連携 【行革委員会(提言)】(H22.2月) 出先機関の再編見直しにあたっては、県民サービスや市町村連携を踏まえて考える必要がある。</p> <p>【行革委員会への提示資料】(H21.10月) 市町村との関係の希薄化 ・市町村の様々な情報や課題等が県にうまく伝わらず、関係が希薄化</p>	<p>(1) 市町村への権限移譲など、今後の地方分権の進展等を踏まえ、新たな市町村連携のしくみづくりを検討する。</p> <p>(2) 平成22年度からスタートした市町村との連携強化を図るための取組を一層推進するとともに、その課題を検証し、さらなる連携強化のための方策を検討する。</p>	<p>市町村や管内出先機関相互の連携強化を図るためのしくみづくりを検討する。</p>

組織・定員の見直しに向けた取組について(案)

3 室体制の見直し

これまでの取組	課題等	今後の見直しにあたっての「基本的な考え方」	今後の方向性
<p>【平成12年度、15年度】 職員の年齢構成の上昇を背景に、迅速な意思決定と柔軟な人員配置を図るため、内部組織を「係」から「班」へ、「班」から「室」へと段階的に大くくり化してきた。</p>	<p>【県議会】 係長制度の復活を含めた室体制の見直しを行うべきではないか。(H22.6月)</p> <p>係長制度の復活など、チェック体制の行き届いた、また若い職員を伸ばす組織に改善すべきではないか。(H21.12月)</p>	<p>責任体制の明確化やチェック機能の強化、職員のマネジメント能力の向上を図るため、大くくり化した内部組織(室体制)を、より小規模な体制に見直す。</p>	<p>現行の「室」を分割して、「班」や「係」を作り、「班長」や「係長」を置くことを検討する。</p>

4 職制の見直し

これまでの取組	課題等	今後の見直しにあたっての「基本的な考え方」	今後の方向性																																	
<p>【平成18年度～】 上位級の職をより厳格に管理するため、本庁課長以上の職を1職1級に見直した。</p> <p>職員の純減に取り組む一方で、県民ニーズの多様化による業務の複雑化・困難化に限られた人員で対応するため、経験豊かな職務能力と知識・ノウハウを有する職員を上位級のスタッフ職として活用してきた。</p>	<p>【行革委員会(提言)】(H22.2月) 一般行政職における管理職の割合は他県と比較しても高く、機能的な組織運営を阻害するおそれもあることから、管理職の役割と責任を明確にしたうえで配置する必要がある。</p> <p>役職名と実際の業務における役割や職責が整合していない。組織を機能的に運営していくためにも、給料表の級と整合するような、県民にもわかりやすい名称とする必要がある。</p> <p>理事や次長など役職者が数多くおり、意思決定の迅速化や事務の効率化の観点から見直す必要がある。例えば、分野ごとに局を置き、責任を明確にした局長を配置することを検討する必要がある。 (再掲)</p> <p>【総務省(公表)】(H22.3月) 5級主査が「わたり」と認定された。 (国家公務員の本省の格付けを超えている)</p> <p>【総務省への回答(公表)】(H22.3月) 1職2級において上位級の職員が多いことや、全体における上位級の級別職員構成が高い。</p>	<p>(1)職務給の原則を一層徹底するとともに、職務・職責がわかりやすい職名に見直す。</p> <p>(2)職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、引き続き管理職の総数を削減する。</p>	<p>(1)職務給の原則の徹底を図りつつ、県民にわかりやすい職名となるよう「級別標準職務表」の見直しを検討する。</p> <p>級別標準職務表(現行)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> <th>10級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン</td> <td>主事 技師</td> <td>主事 技師</td> <td>主任主事 主任技師 副主査</td> <td>副主査(高度)</td> <td style="border: none;"></td> <td>副課長</td> <td>副課長(困難) 課長</td> <td>次長</td> <td>部長</td> <td>(知事部局) 部長</td> </tr> <tr> <td>スタッフ</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td>主査</td> <td>主査(高度) 副主幹</td> <td>副主幹(高度) 主幹</td> <td>主幹(高度) 副参事 副技監</td> <td>参事 技監</td> <td>理事</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)管理職であるスタッフ職(理事、参事、副参事、主幹等)への任用数を抑制する。</p>		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	ライン	主事 技師	主事 技師	主任主事 主任技師 副主査	副主査(高度)		副課長	副課長(困難) 課長	次長	部長	(知事部局) 部長	スタッフ				主査	主査(高度) 副主幹	副主幹(高度) 主幹	主幹(高度) 副参事 副技監	参事 技監	理事	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																										
ライン	主事 技師	主事 技師	主任主事 主任技師 副主査	副主査(高度)		副課長	副課長(困難) 課長	次長	部長	(知事部局) 部長																										
スタッフ				主査	主査(高度) 副主幹	副主幹(高度) 主幹	主幹(高度) 副参事 副技監	参事 技監	理事																											

組織・定員の見直しに向けた取組について(案)

5 定員適正化計画の策定

これまでの取組	課題等	今後の見直しにあたっての「基本的な考え方」	今後の方向性																																
<p>平成10年度から定員適正化計画を策定し、事務事業の見直しや組織体制の見直し、民間能力の活用等を図り、定員の適正化に努めてきた。</p> <p>(1) H10～H14(5年間)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・一般行政部門</td><td style="text-align: right;">315人</td></tr> <tr><td>・公営企業部門</td><td style="text-align: right;">330人</td></tr> <tr><td>・教育部門</td><td style="text-align: right;">1,713人</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">2,358人</td></tr> </table> <p>(2) H15～H17(3年間)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・知事部局、行政委員会</td><td style="text-align: right;">566人</td></tr> <tr><td>・公営企業</td><td style="text-align: right;">318人</td></tr> <tr><td>・教育委員会事務局</td><td style="text-align: right;">63人</td></tr> <tr><td>・警察(警察官以外)</td><td style="text-align: right;">+ 14人</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">933人</td></tr> </table> <p>(3) H18～H22(5年間)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・知事部局等</td><td style="text-align: right;">1,219人</td></tr> <tr><td>・公営企業</td><td style="text-align: right;">428人</td></tr> <tr><td>・教育委員会事務局</td><td style="text-align: right;">228人</td></tr> <tr><td>・警察(警察官以外)</td><td style="text-align: right;">53人</td></tr> <tr><td>・学校職員(定数)</td><td style="text-align: right;">14人</td></tr> <tr><td>・警察官(定数)</td><td style="text-align: right;">+ 397人</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">1,545人</td></tr> </table> <p>(参考) 知事部局(職員数) H9:10,780人 H22:7,139人 (3,641人 33.8%)</p>	・一般行政部門	315人	・公営企業部門	330人	・教育部門	1,713人	合計	2,358人	・知事部局、行政委員会	566人	・公営企業	318人	・教育委員会事務局	63人	・警察(警察官以外)	+ 14人	合計	933人	・知事部局等	1,219人	・公営企業	428人	・教育委員会事務局	228人	・警察(警察官以外)	53人	・学校職員(定数)	14人	・警察官(定数)	+ 397人	合計	1,545人	<p>【県議会】 自治体の役割を果たすためにも、民営化ではなく、職員配置や体制を充実させるべきである。(H21.12月)</p> <p>これ以上無理な職員削減はやめるべきである。(H21.9月)</p> <p>県の業務を執行する正規・非常勤・再任用の職員全てを定員適正化計画にカウントすべきである。(H21.6月)</p> <p>【行革委員会(提言)】(H22.2月) 定員・給与の行き過ぎた見直しや施策の一律の縮小などの単なるスリム化・合理化は、組織の活力低下や県民サービスの低下に繋がることから、職員の意欲向上や市町村をはじめとする公共サービスを担う様々な主体との連携向上、多様な地域課題や地域振興への的確な対応等多角的な視点が必要である。</p> <p>定員については、事務事業の見直しや組織体制の見直し等により、部門ごとの定員管理を徹底し、引き続き、抑制に努める必要がある。</p>	<p>(1) 職員の大量退職に伴う急激な職員数の減少により、行政サービスの低下を招かないようにする。</p> <p>(2) 年齢構成の平準化を図るため、毎年一定程度の採用者数を確保する。</p> <p>(3) 単なるスリム化・合理化とならないよう、事務事業の見直しや組織体制の見直し等の状況を踏まえ、目標数を設定する。</p> <p>(4) 限られた人員を県の重要施策の着実な推進や、適正な業務遂行のためのチェック機能の強化等に重点的に配置する。</p> <p>(5) 優れたノウハウやスキルの継承を進めるため、再任用職員を積極的に活用し、幅広い分野に配置する。</p>	<p>(1) 現行計画の達成状況や職員の年齢構成、類似県の部門別職員数等の状況を踏まえ、平成23年4月の職員数についての当面の考え方を8月までにまとめる。</p> <p>(2) 最終的な計画については、事務事業の見直しや組織体制の見直しなどの状況を総合的に勘案して策定する。</p>
・一般行政部門	315人																																		
・公営企業部門	330人																																		
・教育部門	1,713人																																		
合計	2,358人																																		
・知事部局、行政委員会	566人																																		
・公営企業	318人																																		
・教育委員会事務局	63人																																		
・警察(警察官以外)	+ 14人																																		
合計	933人																																		
・知事部局等	1,219人																																		
・公営企業	428人																																		
・教育委員会事務局	228人																																		
・警察(警察官以外)	53人																																		
・学校職員(定数)	14人																																		
・警察官(定数)	+ 397人																																		
合計	1,545人																																		